

宗像市議会一般質問

| 日程 | | 発言順 | 議員氏名 | 発言の項目 |
|------------|----|-----|-------|-----------------------------|
| 3/1 (水) | 午前 | 1 | 安部 芳英 | 1 自治会の負担を軽減するために |
| | | | | 2 健康づくりについて |
| | | | | 3 住宅の耐震化を進めるために |
| | 午後 | 2 | 岡本 陽子 | 1 「子ども・若者支援センター」の充実を |
| | | | | 2 病児保育室の整備を |
| | 午後 | 3 | 吉田 剛 | 1 グローバルアリーナの価値は |
| | | 4 | 井浦 潤也 | 1 小中一貫教育の進め方について |
| | | 5 | 笠井香奈枝 | 1 スポーツ施設での喫煙について |
| | | | | 2 学童保育事業の指定管理について |
| 3/2 (木) | 午前 | 6 | 小林 栄二 | 1 世界遺産登録に向けたまちづくりを |
| | | 7 | 森田 卓也 | 1 スポーツを通してだれもが健康で暮らせるまちづくりを |
| | 午後 | 8 | 神谷 建一 | 1 宗像市の農業振興計画について |
| | | | | 2 「地域学校協働活動」の取り組みについて |
| | | 9 | 上野 崇之 | 1 ふれあいを育む「交通まちづくり」を |
| | 午後 | 10 | 新留久味子 | 2 東郷駅改修後の「観光案内」への対応は |
| | | | | 1 子ども達に安心で安全な楽しい学童保育を |
| | | | | 2 交通弱者対策の充実を求めて |
| 3/3 (金) | 午前 | 11 | 井上 正文 | 1 物語のあるまち宗像の魅力を未来へ |
| | | 12 | 岩岡 良 | 1 公正公平な生活保護制度について |
| | | | | 2 国保の資格適用適正化について |
| | | | | 3 運転免許証自主返納後の環境整備について |
| | 午後 | 13 | 植木 隆信 | 1 学校給食費無償化に向けて支援を |
| | | | | 2 道路に潜む危険箇所の早急な安全対策を |
| | | 14 | 小島 輝枝 | 1 発達障がい支援について |
| | | | | 2 男女共同参画社会推進について |
| | | 15 | 福田 昭彦 | 1 市の随意契約の事務処理について問う |
| | | | | 2 宗像市の防災施策について |

一人あたりの質問時間は答弁を含めて最大55分です。【質問者数：15人、質問項目：27項目】
一般質問は通告制です。

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員(8)番 安部 芳英

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 1 | 受領日時 | 平成29年1月27日 8時30分 |
|---|---|------|------------------|
| <p>項目1：自治会の負担を軽減するために</p> | | | |
| <p>テロップ：自治会の負担を軽減するために</p> | | | |
| <p>第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画の中で、「コミュニティの基盤は自治会であり、地域住民の交流、環境保全及び防犯防災活動など大切な役割を担っている。」と書いてある。</p> | | | |
| <p>現在本市には143の自治会があり、およそ30世帯から1,000を超える世帯数等の自治会で、互讓互助の精神で幅広く活動が行われている。しかし、その自治会活動が高齢化や担い手不足など様々な課題を抱えている。そこで自治会の存在意義についてあらためて確認し、自治会の負担を少しでも軽減できるようにするために、以下の質問を行う。</p> | | | |
| <p>(1) 自治会未加入者が増加した場合、どのような影響があるのか、現状の課題をどのように把握し、どのような対応策を検討しているか。</p> | | | |
| <p>(2) 市長と自治会長との間で交わされる、宗像市行政事務連絡調整業務委託契約の内容について。</p> | | | |
| <p>①広報紙および市からの文書等の配布、回覧については、既存の自治会においては隣組等のネットワークを使って行っているのが現状だと考えるが、今後自治会の加入率がさらに低下することが予想される中で、自治会に加入していない市民へどのようにして広報活動を行うのか、本市の広報施策、広報戦略について基本的な考え方を伺う。</p> | | | |
| <p>②この契約の内容についてはいつ頃決められたものか。現状の課題を整理して、それぞれの自治会の抱えている課題に対応できるように柔軟な見直しを検討する必要があるのではないか。</p> | | | |
| <p>項目2：健康づくりについて</p> | | | |
| <p>テロップ：健康づくりについて</p> | | | |
| <p>協会けんぽ、健康保険組合（以下協会けんぽ等）との連携協定の締結に向けて。</p> | | | |
| <p>(1) 現状で国民健康保険加入者以外の市民の健診データを把握して施策に生かす手立てはあるか。</p> | | | |
| <p>(2) 協会けんぽ等と連携協定を結び、特定健診等の受診促進や効果的なハイリスクアプローチの推進、および市内事業所等との健康づくりに関する連携による啓発、ポピュレーションアプローチの推進につなげてはいかがか。</p> | | | |
| <p>項目3：住宅の耐震化を進めるために</p> | | | |
| <p>テロップ：住宅の耐震化を進めるために</p> | | | |
| <p>本市は耐震改修促進計画を策定し、平成32年までに3,320戸の住宅を耐震化し、耐震化率を90%とする目標を設定している。</p> | | | |
| <p>そのための施策の一つとして、平成26年度より平成12年以前の建築物においても耐震改修の補助対象として耐震改修化の促進を行っており、福岡県内では宗像市が唯一制度化している。また、熊本地震における被災家屋の分析結果を基にした「熊本地震における建築物被害の原因分析を踏まえた主な取組方針」の中で、国は平成29年度を目標に平成12年以前の建築物においても接合部の有無を確認することを推奨していく方針を出した。</p> | | | |
| <p>(1) 宗像市耐震改修促進計画において、平成32年度までに達成すべき住宅の耐震化率を90%と設定しているが、その達成率と今後の課題について伺う。</p> | | | |
| <p>(2) 建物の所有者に対して同制度の周知を広げるために、市内の建設業者、不動産事業所、金融機関などに啓発ポスターの掲示を、また、啓発チラシをそれぞれの事業所の顧客向けダイレクトメールに同封して発送してもらうように協力をお願いすることは可能か。</p> | | | |
| <p>(3) 耐震改修促進計画の中で「リフォーム時における耐震化の誘導」をうたっている。その具体的な施策の一つとして、リフォーム工事および福祉関連の住宅改修に併せて耐震改修工事を行う場合の補助率を上乗せすることを検討してはいかがか。</p> | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（10）番 岡本 陽子

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 2 | 受領日時 | 平成29年2月8日 9時34分 |
|---|---|------|-----------------|
| 項目1 ：「子ども・若者支援センター」の充実を テロップ ：子ども若者支援センターの充実を | | | |
| 国が、フィンランドのネウボラを基本的な考え方とし、妊娠・出産から、子どもが18歳になるまで切れ目のない支援を目指す方針を示す中、本市では、県内でもいち早くその体制づくりに取り組み、平成28年度に、産前・産後の支援体制の強化や「子ども・若者支援センター（仮称）」の整備に向けた検討が行われたとのことである。この1年で何が整備されたか、また子ども支援と若者支援のそれぞれの機能をどう結び付け、形作ろうとしているのかを問う。 (1) 産前・産後に至る支援体制の強化で、妊娠包括支援事業の強化に取り組む目的は何か。 (2) 本市の産後ケア事業の成果と課題は。 (3) 平成28年度に「子ども・若者支援センター（仮称）」の整備に向けた検討が行われた中で、本市の子ども・若者にとって最も必要な支援は何だと考えるか。それに対して「子ども・若者支援センター（仮称）」が果たす役割と目標は。 | | | |
| 項目2 ：病児保育室の整備を テロップ ：病児保育室の整備を | | | |
| 女性の社会進出が進み、女性の就業率も高まっている。子育てしながら働く女性が困ることの一つとして、子どもの急な発病がある。こうした場合の周囲の支援は不可欠である。しかし、身近に支援してくれる身内がいて、子どもの病気に対応してくれるケースの方が少ない。子育てしながら働く女性の大半は、子どもの急な発病で仕事を休みたいが、なかなか休めず、仕事を優先するか、子どもの病気の対応を優先するかで悩んでいる。こうした悩みを解決し、支援するために、本市において病後児保育だけでなく、病児保育室を整備する必要があると感じるが市長の考えを問う。 (1) 本市に病児保育室を整備する考えはあるか。 (2) 医師会病院における病後児保育の効果と課題は。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（6）番 吉田 剛

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 3 | 受領日時 | 平成29年2月16日 11時30分 |
|------|---|------|-------------------|
| 項目1 | グローバルアリーナの価値は | | |
| テロップ | グローバルアリーナの価値は | | |
| | グローバルアリーナは一般財団法人サニックススポーツ振興財団が所有し、株式会社グローバルアリーナが運営管理する総合的なスポーツ・文化施設である。 | | |
| | 一般財団法人サニックススポーツ振興財団の目的は「一人でも多くの青少年にスポーツと接する機会を与える、青少年の健全育成を図るとともに、地域社会の健全なスポーツ文化の発展に寄与すること」であり、その理念は「青少年がスポーツを通じて社会生活に必要な協調性や忍耐力そして礼儀などを身に付け、人として豊かに成長することを願い、また社会人となったときの受け皿となるスポーツ施設の整備やスポーツ事業に対する助成などを行い、地域社会に健全なスポーツ文化を根付かせるために尽力したい」である。 | | |
| | 株式会社サニックスの創業者である宗政伸一氏が株式公開時に得た創業者利益である私費により「青少年育成に貢献できるものを」と平成12年に建設され、「自己責任」「協調性」「挑戦」の精神で自立心あふれる青少年の育成を使命としている。 | | |
| | グローバルアリーナにて数多くのスポーツ国際大会や交流をテーマにした催し、文化イベントを開催し、国内外の青少年に感動を与え、本市に多大なる貢献をされてきた宗政伸一氏は1月にご逝去された。 | | |
| | 今まで行われた取り組みと価値を確認し、本市、そして子ども達に撒かれた未来への種をいかに育て伸ばしていくか考えるために以下の質問を行う。 | | |
| (1) | グローバルアリーナのスポーツに関する取り組みとその価値は。 | | |
| (2) | グローバルアリーナのグローバル人材育成に関する取り組みとその価値は。 | | |
| (3) | グローバルアリーナのシティプロモーションにおける価値は。 | | |
| (4) | グローバルアリーナのコミュニティにおける貢献は。 | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（3）番 井浦 潤也

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 4 | 受領日時 | 平成29年2月16日 13時35分 |
|--|---|------|-------------------|
| 項目1 : 小中一貫教育の進め方について | | | |
| テロップ : 小中一貫教育の進め方について | | | |
| <p>本市の教育施策の特色ともいえる取り組みは、小中一貫教育である。本事業は平成18年度から取り組まれ、平成27年度からは第Ⅱ期がスタートしている。また、国も学校教育法の法改正を行うなど法律上の整備もなされている。そこで、市としての取り組み状況やこれからの方針性、更には家庭や地域の役割などについて伺う。</p> | | | |
| <p>(1) これまでの成果と課題について</p> <p>教育活動は形として現れず“見える化”できにくい。小中一貫教育の取り組みもよく分からないと市民からも聞く。そこで改めてこれまでの取り組みについて伺う。</p> <p>①第Ⅰ期の取り組みにおける成果と課題は。</p> <p>②第Ⅱ期では、方針や具体策等何を目指しているのか。</p> | | | |
| <p>(2) 家庭や地域の役割について</p> <p>教育活動は、学校だけではなし得ない。そこでこれからは家庭や地域の取り組み、いわゆる市民協働による教育活動こそが大切と認識する。そこでこの取り組みについて確認したい。</p> <p>①学校運営評議委員会の位置付けと役割は。</p> <p>②家庭や地域の役割は。</p> | | | |
| <p>(3) からの取り組みについて</p> <p>学校教育法の改正により9ヵ年を通じた「義務教育学校」の設置が可能となった。</p> <p>①市長の施政方針でも「調査研究を行う」と述べられた。義務教育学校設置に向けての考えは。</p> | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（4）番 篠井 香奈枝

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 5 | 受領日時 | 平成29年2月17日 10時55分 |
|--|---|------|-------------------|
| 項目1 : スポーツ施設での喫煙について テロップ : スポーツ施設での喫煙について | | | |
| 市民体育館を利用する市民から「玄関近くのタバコの臭いがひどい。中学生もよく利用しており、改善できないか。」と相談を受けた。他の施設を調査したところ、ユリックスでは「健康増進法」(受動喫煙防止等)を受けて、喫煙できる場所は中庭など2カ所の喫煙コーナーに限定されている。「健康増進法」は特に受動喫煙が原因による深刻な健康被害が医学的に明らかになったことを受け、平成15年5月から施行された。第25条には、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とある。 | | | |
| (1) 市の管理するスポーツ施設では受動喫煙防止の観点から、どのように対応しているか。 (2) 今後、検討している措置はあるか。 | | | |
| 項目2 : 学童保育事業の指定管理について テロップ : 学童保育事業の指定管理について | | | |
| 本市の学童保育事業は、現在公募による民間事業者と吉武地区コミュニティ運営協議会により運営されている。今年は、第4期（平成30年～）指定管理者選定の時期をむかえるが、より良い運営となるよう以下のことを質問する。 | | | |
| (1) 本市の指定管理者制度運用ガイドラインには、「非公募となる施設の考え方」として10の例示があるが、学童保育をコミュニティ運営協議会が運営する場合は、どれに該当するのか。 (2) 吉武小学校学童保育所の指定管理は、当初2年のモデル事業とした理由は何か。 (3) 選定委員会の審査の過程で、プレゼンテーションについて「非公募の場合は、施設所管課の職員による説明を原則」としている理由は何か。選定委員からの質問に、その場で回答できないときには、どう対応しているのか。 (4) 初めてその事業を実施する候補者の場合、庁議や選定委員会また議会の議決の段階で、重要な内容が不確定なケースも予想される。円滑に学童保育事業が引き継がれるために、以下の点について、市はどのようなサポートを考えているか。 | | | |
| ①運営主体の組織について ②指導員の確保について | | | |
| (5) 「地域の子どもは地域で育てる」という理念は重要で、地域住民がその理念を共有し協力することが必要だと考える。学童保育について、その地域で多くの住民から関心や協力を得るために、市として、コミュニティに助言することはあるか。 | | | |
| (6) 子どもにとって、学童保育所が安心でき楽しい居場所になるためには、指導員の方たちが子どもや保護者との信頼関係を作ることが不可欠だ。 | | | |
| ①指導員の研修はどう行うのか。 ②市の基準を定める条例では、資格を持つ常勤指導員（放課後児童支援員）の配置は最低一人となっている。条例の中で、市と学童保育事業者は「最低基準を常に向上させる」ように定めていることから、常勤指導員の複数配置はできないか。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長 様

宗像市議会議員（5）番 小林 栄二

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 6 | 受領日時 | 平成29年2月17日 13時55分 |
|--|---|------|-------------------|
| 項目1：世界遺産登録に向けたまちづくりを | | | |
| テロップ：世界遺産登録に向けたまちづくり | | | |
| <p>「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録活動は、平成14年から取り組みをはじめ、いよいよ本年7月には正式に登録の可否が決定される。</p> <p>正式に登録が決まれば、日本国内では21件目の世界遺産がこの宗像で誕生する。市民活動からスタートし15年にも及ぶ登録活動が、そして多くの市民の熱い想いが、今「かたち」になろうとしている。</p> <p>この世界遺産登録は、宗像のまちづくりに様々な波及効果が期待でき、また地域を見つめ直す良い機会であり、これからまちづくりに生かしていくことが重要であると考える。</p> <p>そこで、「世界遺産とまちづくり」をテーマに議論を進めていくために、基本的な考え方やその取り組みについて伺う。</p> <p>(1) 子どもたちに世界に誇れる貴重な文化遺産の価値を教えていく取り組みにはどのようなものがあるか。また子どもたちの印象や反応はどのような感じか。</p> <p>(2) 来訪者が圧倒的に増えることが予想される。地域にお金が落ちる仕組みづくりに繋げていくためにはどのような取り組みがあるか。また民間事業者への働きかけはどのように行っているのか。</p> <p>(3) 登録後は来訪者のかなりの増加が見込まれているが、その後数年で減少していくことが懸念される。その抑止策をどのように考えているのか。</p> <p>(4) 玄海・大島地区は、日本の原風景を感じとれる場所が多く残っており、今後もそのような景観をしっかりと管理し、保全に努めなければならない。</p> <p>① 原風景と構成資産を併せた景観保全の具体策は考えているのか。</p> <p>② 世界遺産に相応しい景観に改めていく修景への取り組みが必要と考えているが、具体的な対策はあるのか。</p> | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（7）番 森田 卓也

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 7 | 受領日時 | 平成29年2月17日 14時50分 | | | |
|--|----------------------------|------|-------------------|--|--|--|
| 項目1 | ：スポーツを通してだれもが健康で暮らせるまちづくりを | | | | | |
| テロップ | ：スポーツで健康に暮らせるまちを | | | | | |
| 本市は、平成27年にスポーツ推進計画、スポーツ推進条例をそれぞれ制定した。 | | | | | | |
| これから行政の役割は市民の幸福感にまで踏み込んだ役割が期待されており、市民一人ひとりが主役となって幸せを感じ、そして幸せを感じさせるためのまちづくりが重要であると考える。その一つの要素として健康は特に重要であり、単に身体の健康だけではなく、家族や地域社会とのつながりをはじめとする様々な環境を充実させることが重要である。 | | | | | | |
| 本日はスポーツの領域からだれもが健康で暮らせるまちづくりについて質問するが、このスポーツによる健康づくりは、市長の施策の大きな目玉であり、多くの市民も大変な期待を寄せているものである。 | | | | | | |
| また2019年にはラグビーワールドカップが、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが我が国で開催され、市民のスポーツへの関心が高まっている中、本市もそのキャンプ地誘致などに積極的に取り組んでいるところであり、この重要な時期を捉え、以下質問する。 | | | | | | |
| (1) 市民の健康について議論を進める場合、まずしっかりと「健康」の位置づけが重要となる。本市の考える「健康」とは、どのようなものか。 | | | | | | |
| (2) 今後は市民の健康を「見える化」して積極的に健康維持に取り組むべきと考える。「見える化」の指標として、「健康寿命の延伸」と「医療費の削減」が挙げられると思うが、どうか。 | | | | | | |
| (3) スポーツ推進計画はスポーツの領域に限定せず、運動の領域を含めたものになっている。その中核拠点となるスポーツサポートセンターとは、どのような役割を担い今後どのように整備されていくのか。 | | | | | | |
| (4) スポーツを身近なものとして捉え、市民が住み慣れた地域で気軽にスポーツを行える環境を整備するため、スポーツサポートセンターと地域包括支援センターを連携させてはどうか。 | | | | | | |
| (5) 散歩やウォーキングなど団体に属さず運動をしている人や全くスポーツや運動に関わっていない人を取り込む方法として、健康マイレージなどの施策を提案しているが、導入へのスケジュールはどうなっているか。 | | | | | | |
| (6) 拠点施設の総合スポーツセンター整備及びその整備のための基金について、長期的な展望は、どうなっているか。 | | | | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（13）番 神谷 建一

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 8 | 受領日時 | 平成29年2月20日 8時30分 |
|---|---|------|------------------|
| 項目1 ：宗像市の農業振興計画について | | | |
| テロップ ：宗像市の農業振興計画について | | | |
| 本市の主幹産業である農業は、米・麦・大豆を中心とした土地利用型農業や野菜・果物等を組み合わせた複合型農業、イチゴやトマト施設園芸等を振興しており、多彩な農産物が生産されている。しかし長引く農産物の価格の低迷等により農家戸数の減少、農業就業者の高齢化が進み、農業後継者や担い手が減少しているとともに、耕作条件が不利な農地を中心に耕作放棄地が増加しており、今後の農地・農村環境が保たれるのか不安を感じる。 | | | |
| 今後の農業振興策をどのように進めていくのか、以下の項目について質問する。 | | | |
| (1) 本市において産業振興計画が策定されているが、その計画の農業についての進捗状況と課題、今後の農地の減少対策をどのように考えているのか伺う。 | | | |
| (2) 担い手の育成について | | | |
| 担い手となる後継者や新規就農者支援について、これまでの取り組み状況と今後の見通しについて伺う。 | | | |
| (3) 鳥獣被害対策について | | | |
| ①市の鳥獣被害対策として、駆除、捕獲、防護柵の貸与または購入の一部補助を行っているが、成果と現状での取り組み状況について伺う。 | | | |
| ②被害防止策のひとつとして、イノシシの寄り付きにくい森林環境整備が必要と考えるが、山際の草刈処理などの取り組み状況はどのようなものか伺う。 | | | |
| (4) グリーン・ツーリズムの推進について | | | |
| 農村の多彩な地域資源、多角的機能を活かして、都市との交流を活発化させることにより、地域活力の向上と魅力ある農村づくりにつながると考えるが、市のグリーン・ツーリズムの取り組み状況と課題について伺う。 | | | |
| 項目2 ：「地域学校協働活動」の取り組みについて | | | |
| テロップ ：地域学校協働活動 | | | |
| 吉武地区で、「地域の子どもも地域で育てる」をスローガンとして始まった放課後の正助さんの寺子屋事業での学習塾やスポーツ体験事業等が文部科学大臣表彰を受けた。地域全体で次世代を担う子どもたちを育成する為に、地域と学校が連携・協働し、社会全体で地域の教育力の向上を図るとともに、地域を創生する取り組みが認められたものと理解するが、市としてはどのように評価し今後の「地域学校協働活動」を進めていくのか、以下の項目について伺う。 | | | |
| (1) 今回表彰された要因としてどのような取り組みが評価されたのか、他地区において同じような取り組みが可能なのか、課題と市の今後の進め方について伺う。 | | | |
| (2) 評価の中で吉武小学校学童保育事業をコミュニティで運営していることも評価されたと聞く。今後の学童保育事業について、他のコミュニティでも運営について協議が進んでいると聞くが、現在の進捗状況について伺う。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（2）番 上野 崇之

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 9 | 受領日時 | 平成29年2月20日 9時30分 | | | |
|---|--------------------|------|------------------|--|--|--|
| 項目1 | ふれあいを育む「交通まちづくり」を | | | | | |
| テロップ | ふれあいを育む交通まちづくりを | | | | | |
| 日本社会のまちづくりの弱点の一つに、土地利用と交通の連携不足がある。特に地方都市では、郊外に居住する住民が自家用車で移動するライフスタイルを前提として、その需要を満たすための道路整備や大型店舗の出店を進めてきたために、自家用車がなければさらに「暮らしにくいまち」になる一方、駅周辺などの市街地衰退と公共交通利用者の減少が続いている。 | | | | | | |
| こうした都市のさらなる郊外化、過度な自家用車依存、公共交通の衰退という悪循環を断つきつかけとして、公共交通の再生を重視する観点が「交通まちづくり」である。この観点からは、より遠く・より速く移動することや経済成長を支えるための交通需要よりも、「誰もが暮らしやすいまち」を目指して住民参加と都市計画を連携させながら、環境などへの影響を許容範囲に収め、財政面や合意形成の面で実現可能な戦略を進めていくことが重要となる。そして「使いやすい、使いたくなる公共交通」を住民・行政・事業者の協働で築き、地域のふれあいを育むまちづくりにつないでいくことも重要である。 | | | | | | |
| 以上の課題や観点を踏まえて本定例会では、宗像市が現在策定中の「地域公共交通網形成計画(案)」を中心に、交通まちづくりに関する市の見解を伺う。 | | | | | | |
| (1) 地域公共交通網形成計画(案)の位置づけと戦略的取り組みについて | | | | | | |
| ①背景となる法律・政策とその理念・目的は何か。 | | | | | | |
| ②宗像市における本計画の位置づけ・狙いは何か。 | | | | | | |
| ③計画策定のために、これまでの取り組みについてどのような調査と評価をしたのか。 | | | | | | |
| ④今後の課題と戦略的取り組みは何か。 | | | | | | |
| (2) 「利用できる」から「使いやすい、使いたくなるバス」にする方法について | | | | | | |
| ①市内で運行されている3種のバスについて、現状の評価と課題は何か。 | | | | | | |
| ②バスを使いやすいものとするために、短期の計画として何を実施する予定か。 | | | | | | |
| ③多様な利用者がいるなか、誰にとって使いやすいものを基準とするか。 | | | | | | |
| ④各種見直しなど、住民と協働で実施してきたもの、今後実施すべきものは何か。 | | | | | | |
| (3) 「ふれあいを育む交通まちづくり」の可能性について | | | | | | |
| ①玄海や吉武地区など、自然とふれあえる地域での「低速移動」の価値を高める取り組みは。 | | | | | | |
| ②商店街・商業施設や、観光・公共施設などと連携した取り組みは。 | | | | | | |
| ③路線図や時刻表などとともに入手できる「地域情報マップ」の取り組みは。 | | | | | | |
| 項目2 | 東郷駅改修後の「観光案内」への対応は | | | | | |
| テロップ | 東郷駅改修後の観光案内の対応は | | | | | |
| 2017年6月頃に改修が完了する予定の東郷駅には、これまでも週末や長期休暇期間中に観光客が訪れており、その多くは宗像大社や道の駅を目的地としている。しかし、現在の東郷駅内には簡素な案内板しかないと、「どの路線バスに乗り換えるのか。どちらのバス停から乗るのか」と尋ねられることがしばしばあり、案内機能として十分でない現状がある。 | | | | | | |
| 観光客から道を尋ねられたときに、「案内板・地図を見て下さい」で済ませるのでなく、丁寧に案内できる人を育てる取り組みが必要なのではないか。この点について、市の見解を伺う。 | | | | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（16）番 新留 久味子

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 10 | 受領日時 | 平成29年2月20日 10時52分 |
|--|----|------|-------------------|
| 項目1：子ども達に安心で安全な楽しい学童保育を | | | |
| テロップ：学童保育事業の充実を求めて | | | |
| 2月の連絡会議において、市内の学童保育所で指導員による入所児童への体罰の事案が起きたとの報告を受けた。体罰が起きた学童保育の事業を担っている指定管理者「株式会社テノ・サポート」は、平成22年度に同じように児童への指導員の体罰の事案が連続して起き、改善勧告という行政処分を受けている。そこで以下4点についてお尋ねする。 | | | |
| (1) 今回の体罰はなぜ起きたのか。起きた要因はどこにあるのか。 | | | |
| (2) 今回は、指定管理者からの報告でなく、「子どもの権利相談室」へ市民からの相談が寄せられ、市担当課に情報提供があり、体罰の事案が発覚したとの報告だった。なぜ、指定管理者「株式会社テノ・サポート」からの報告が遅れたのか。 | | | |
| (3) 市は、今回は行政処分となる文書による厳重注意を行っている。なぜ、今回は改善勧告ではなく、文書による厳重注意の行政処分としたのか。 | | | |
| (4) 学童保育事業は、子どもの放課後の生活、遊びなどを保障する、子どもの命と向き合う保育を行う事業である。このような学童保育事業は、効率的に事業を行いコストを削減し、利益を追求することが求められる指定管理者制度には馴染まないと考える。今後この制度を見直す考えはないのか。 | | | |
| 項目2：交通弱者対策の充実を求めて | | | |
| テロップ：交通弱者対策の充実を求めて | | | |
| 昨今、高齢者のドライバーによる交通事故が多発している。こうした状況から、本市でも運転免許自主返納支援者数も増加傾向にある。また買い物等の日常生活を支える交通手段の確保は深刻な状況にある。そこで、さらなる交通弱者の対策が急がれる。 | | | |
| (1) 東郷方面は、まだコミュニティバスが走行していない。平井や三倉方面では住民からもコミュニティバス走行の要望もあがっている。これらの要望に対する市の考え方についてお尋ねする。 | | | |
| (2) 住民からは「もっと路線を増やしてほしい」などの声も多く寄せられている。全市的には公共交通空白地域も多く、すべてをカバーすることは難しい状況である。こうした公共交通空白地域に住む高齢者などの交通弱者は、タクシーという交通手段を使わざるを得ない状況である。そこで、バス、鉄道に加えタクシーも利用できる「敬老交通バス」制度の導入を検討できないか。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（9）番 井上 正文

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 11 | 受領日時 | 平成29年2月20日 10時58分 |
|--|----|------|-------------------|
| 項目1：物語のあるまち宗像の魅力を未来へ | | | |
| テロップ：物語のある宗像の魅力を未来へ | | | |
| 平成29年度の施政方針における以下の施策について、その具体的な取り組みを問う。 | | | |
| (1) 世界遺産登録とにぎわいのあるまちづくり | | | |
| ①「世界遺産登録によって世界中から認知されるこの機会を逃すことなく、本市の魅力を最大限に発信し」とあるが、本市が国内外に発信すべき「魅力」とは具体的には何か。また、それほどどのように伝えていくのか。 | | | |
| ②世界遺産登録効果による来訪者増を見据え、市内の観光地などへの回遊性を高め、旅行商品化をすすめるとあるが、どうやって観光客の回遊性を高め、どのような旅行商品を出していくのか。 | | | |
| ③来訪者が増えるこの機会に、大島の産業の活性化にも当然つなげていかねばならないとあるが、その具体策とは。また地島も含めた島民の皆さんの暮らしを維持向上させていくための取り組みは。 | | | |
| (2) 全国豊かな海づくり大会の目的である水産業の振興と発展について、本市の水産業が活気づくための具体的な取り組みと本年度の成果目標は。 | | | |
| (3) 農業においての「水源のかん養や洪水の防止、豊かな景観の保全など、農地が有する多面的な機能を維持していく」とあるが、ため池の管理や堆積した土砂の清掃など、農家の皆さんのが大変苦労されている課題についてはどう取り組んでいくのか。 | | | |
| (4) 調和のとれたまちづくり | | | |
| ①歴史的風致維持向上計画は、歴史上価値の高い建造物とその周辺地域が形成してきた良好な環境を維持向上させるための計画であるという。では本市において歴史上価値の高い建造物とその周辺地域とは具体的にはどこのことを指すのか。 | | | |
| ②良好な環境を維持していくだけでなく、向上させていくための具体的な課題と方策は何か。 | | | |
| (5) 元気を育むまちづくり | | | |
| ①保育所の「待機児童ゼロ」を目指すとあるが、状況はどのようなものか。 | | | |
| ②保育士の確保と待遇改善について、本市は今後どのように取り組んでいくのか。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（1）番 岩岡 良

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 12 | 受領日時 | 平成29年2月20日 11時29分 |
|---|----|------|-------------------|
| 項目1：公正公平な生活保護制度について | | | |
| テロップ：公正公平な生活保護制度について | | | |
| 憲法25条は、生存権の保障をうたい、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」があることを規定しており、これを受け生活保護制度がある一方、本来は国民には「勤労の義務」も課せられている。そういう意味においては、公的扶助によって、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、勤労をはじめとする自立を助長することが生活保護制度の趣旨であるにも関わらず、この制度を悪用した不正受給や、また生活保護費がギャンブル等に投じられている等の状況が全国的にも多発しつきな問題となっている。この問題について、本市における執行部の見解を伺う。 | | | |
| (1) 本市における生活保護の現状について (2) 生活保護受給者の自立対策について (3) 生活保護費の不正受給の有無について (4) 本当に生活保護が必要な住民の方に対する積極的な働きかけについて (5) 生活保護の窓口担当業務等にあたる職員へのケアについて | | | |
| 項目2：国保の資格適用適正化について | | | |
| テロップ：国保の資格適用適正化について | | | |
| 今、日本に3ヶ月以上滞在する外国人は住民登録をすることが認められ、国民健康保険にも加入できることにより、怪我や病気をした場合、健康保険証を使い、日本国民と同じように3割の負担で医療行為を受けることができるが、しかし一方でこの制度を利用して、外国人が欧米と比べて安い医療費で日本において治療を受けるケースが問題となっている。国の国民医療費が40兆円を突破し、日本の財政は危機的状況にある中、この問題について本市における執行部の見解を伺う。 | | | |
| (1) 本市に住民登録している外国人の実態について (2) 外国人の健康保険不正受給の有無について (3) この問題について、どのような対応をするべきだと考えるか | | | |
| 項目3：運転免許証自主返納後の環境整備について | | | |
| テロップ：運転免許証自主返納後の環境整備 | | | |
| 高齢者のアクセル踏み間違い等の運転ミスによる交通事故が多発していることにより、国土交通省から運転免許証の自主返納が推奨されているが、その対応・支援は各自治体に任せられている。運転免許証返納後も、それまでと変わらぬ生活環境を守るうえで、本市における執行部の見解を伺う。 | | | |
| (1) 運転免許証返納後の日常生活を守るためにの施策について (2) 安全・安心な歩道、自転車道の確保・整備について | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（18）番 植木 隆信

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 13 | 受領日時 | 平成29年2月20日 12時07分 |
|--|----|------|-------------------|
| 項目1 ：学校給食費無償化に向けて支援を | | | |
| テロップ ：学校給食費無償化に向けて支援を | | | |
| 宗像市の学校給食の歴史を振り返ると、1958年（昭和33年）に全小学校が完全給食となり、1968年（昭和43年）に保護者や労働組合の反対を押し切って自校方式から共同調理場（センター方式）に切り替わった。1976年（昭和51年）には中学校給食がセンター方式で開始された。センター方式ではあったが、他の自治体に先駆けて中学校の給食が完全実施された。その後、保護者などの要求や議会での質問、さらには〇157など食中毒の対策上から、2010年（平成22年）度から学校給食が各学校で調理する自校方式となった。全国の自治体が自校方式からセンター方式へと変える中で、宗像市には文字どおり多くの自治体などから注目が寄せられ、国会でも紹介された。 | | | |
| 憲法26条は「すべて国民は、……ひとしく教育を受ける権利を有する。……義務教育は、これを無償とする」と謳っている。ところが現実には、この条項とかけ離れ、子どもの6人に1人が貧困状態にあると言われている。この宗像市でも例外ではないはずである。 | | | |
| 学校給食の無償化には、保護者の負担軽減や若い世代の定住化など大きなメリットがあると考えられる。 | | | |
| (1) 小中学校給食の総経費（調理業務委託料、食材費、その他）はどうなっているのか。 | | | |
| (2) 小中学生1人当たりの給食費（月、年間）は、いくらになるのか。 | | | |
| (3) 給食費の徴収はどのようにされているのか。滞納状況はどうなっているのか。 | | | |
| 項目2 ：道路に潜む危険箇所の早急な安全対策を | | | |
| テロップ ：道路の危険箇所の早急な対策を | | | |
| 市内には、歩行者や自転車利用者などの命に関わると考えられる、交通上危険な箇所が残されている。その中には、解決のために用地買収の必要なところもあり、時間と予算を伴うところも多い。しかし、すぐにでも対策を講じることで市民の安全が守れる箇所も多くあるはずである。 | | | |
| (1) 地元から交通対策上の改善要望の上がった危険場所は何ヵ所あるのか。 | | | |
| (2) 対応の優先順位は、どのような基準で決められるのか。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（15）番 小島 輝枝

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 14 | 受領日時 | 平成29年2月20日 12時57分 |
|---|----|------|-------------------|
| 項目1：発達障がい支援について | | | |
| テロップ：発達障がい支援について | | | |
| (1) 発達支援センターは、乳幼児期から中学卒業まで切れ目のない継続した支援に大きな役割を果たしており、療育施設であるのぞみ園のニーズも高いと認識している。 | | | |
| ①発達支援センターでの相談からの支援のプロセス（ながれ）をお伺いする。 | | | |
| ②相談申し込みをして相談日までの待ちが多いと聞くが、現状をお伺いする。 | | | |
| ③のぞみ園の利用者数も年々増加していると聞くが、現状をお伺いする。 | | | |
| (2) 発達障がい支援教育については、他自治体に先駆け取り組みがなされてきた事は評価しているが、まだ課題は多くあると認識している。 | | | |
| ①特別支援教育コーディネーターに求められている役割は何かお伺いする。 | | | |
| ②特別支援教育コーディネーターを専任で配置している学校の数、またその現状と課題をお伺いする。 | | | |
| ③市内全学校で専任の特別支援教育コーディネーターを配置すべきだと提案するがいかがか。 | | | |
| ④通級指導教室が昨年4月から日の里西小学校に増設された事は評価をしているが、利用したいが諸事情により通級できない子どもは少なくないと聞く。現状と課題をお伺いする。 | | | |
| ⑤各学校に通級指導教室を設置する事を提案するがいかがか。 | | | |
| 項目2：男女共同参画社会推進について | | | |
| テロップ：男女共同参画社会推進について | | | |
| 本市の男女共同参画社会への取り組みは、平成2年に女性政策担当業務（総合調整：企画調整部企画課・事業実施：働く婦人の家）の位置づけから始まり、平成5年に「宗像市女性問題懇話会」を設置、平成10年には女性センター「ゆい」を開設し、女性政策課を設置している。その後、平成13年に「宗像市男女共同参画プラン」を策定、平成16年には男女共同参画推進条例を施行、平成23年3月、「第2次宗像市男女共同参画プラン」を策定し、昨年の4月には「第2次宗像市男女共同参画プラン後期計画」が策定された。一步ずつだが確実な歩みをして来たものだと認識をしている。また、これまでの歩みの中で男女共同参画推進センターが女性の市民団体と共に果たした役割は大きく、高く評価をしている。 | | | |
| (1) 平成25年4月、男女共同参画推進センターを「男女共同参画ゆいネット宗像」へ協働委託し、人権対策課長と男女共同参画推進課長が兼務となり、それまでセンターにいた係長も本庁に引き上げて3年を過ぎたが、現状と課題をお伺いする。 | | | |
| ①本庁の男女共同参画推進課の役割と業務内容をお伺いする。 | | | |
| ②男女共同参画推進センター「ゆい」の役割と業務内容をお伺いする。 | | | |
| ③機構改革から3年が経過したが、その評価と課題をお伺いする。 | | | |
| ④庁内の男女共同参画の意識の高揚は図られているか、現状をお伺いする。 | | | |
| (2) 宗像市都市再生プロジェクト専門家会議から提言された女子力大学設立についてお伺いする。 | | | |
| ①女子力大学とはどのようなイメージかお伺いする。 | | | |
| ②設置はしたのか、設置したのであれば現状と課題をお伺いする。 | | | |

一般質問通告書

宗像市議会議長様

宗像市議会議員（14）番 福田 昭彦

以下のとおり通告します。

| 発言順 | 15 | 受領日時 | 平成29年2月20日 14時18分 |
|---|----|------|-------------------|
| 項目1：市の随意契約の事務処理について問う | | | |
| テロップ：工事契約事務処理について | | | |
| 宗像市は、「宗像市契約事務規則（規則第35号）」を制定し、契約に関する事務の適正な履行を期しているところであるが、実際の契約事務処理において規則との齟齬が見受けられるため、以下4点質問する。 | | | |
| (1) 市民からの不具合通報処理について | | | |
| 宗像福間線の上釣橋西側約200m間の北側歩道、特に案内標識の西側約70mについて、歩道舗装面の亀裂による段差が顕著であり、且つ舗装面が波打っていて甚だ危険な路面状態である。市民からの指摘が再三あると聞くが、現在まで処置されていないのはなぜか。 | | | |
| (2) 契約の履行遅滞処理について | | | |
| 市の工事が契約工期中に工事を完成させられずに「履行遅滞」になった場合、変更契約を締結することになっている。しかし、実際は工期が遅延しても変更契約を締結しないまま工事を継続し、検査調書を作成・報告して役務完了としている事例があると聞くが、市の見解は。 | | | |
| (3) 遅延違約金の未徴収について | | | |
| 契約者が履行期限内に契約を履行しなかった場合、違約金を徴収することが約定されているが、そういった事例でも市は違約金を徴収していない場合があると聞くが、市の見解は。 | | | |
| (4) 入札参加の排除について | | | |
| 市の発注した工事を契約者が正当な理由無く契約工期までに完成させることができなかつた場合、その契約者を2年間市の競争入札に参加させないとあるが、市の見解は。 | | | |
| 項目2：宗像市の防災施策について | | | |
| テロップ：宗像市の防災施策について | | | |
| 平成23年3月11日、東北地方太平洋沖で発生したマグニチュード9の地震と、それに伴う津波による未曾有の「東日本大震災」の記憶が風化しつつある中で、昨年4月には「平成28年熊本地震」が発生し、震度7の地震が約28時間の間隔で繰り返されたことによる連続地震への対応が求められていることに加え、同10月21日発生した「鳥取県中部地震」が、断層の存在が確認されていない場所に発生したことから「地表に活断層が表れていなくても、被害を及ぼす地震が発生する可能性は全国どこでもある」とする政府地震調査委員会の見解は、今後の震災対応上極めて深刻な問題を提起している。 | | | |
| そのような中で宗像市は、平成26年4月に「宗像市防災対策基本条例」を施行し、総合的防災施策に取り組んでいるところであるが、平成28年熊本地震発生時に宗像市が地域防災計画に基づき実施した震災対応について、以下6点質問する。 | | | |
| (1) 市の災害対策本部の対応について | | | |
| 災害発生直後に、災害対策本部が全市の被害状況を的確に把握するために「災害対策本部～コミュニティ～自主防災組織」間における堅牢な報告（連絡）体制が確立されていることが重要であるが、今回の災害時にその機能はどのように機能したか。 | | | |
| (2) 自主防災組織について | | | |
| 宗像市防災対策基本条例や地域防災計画には、地区防災の中核組織として、自主防災組織の結成促進とそれの育成支援がうたわれており、最近の自主防災組織の設立割合が90数パーセントであると標榜している。しかしながら、果たして災害発生時真に機能發揮できる組織になっているか。 | | | |
| (3) 避難行動要支援者支援について | | | |
| 宗像市防災対策基本条例は、災害弱者である高齢者や障がい者の避難等を支援するため、名簿情報の作成や避難支援等について定めている。しかし、有事の際に避難支援関係者が避難行動要支援者の避難支援に迅速に当たることが本当に出来るのか。 | | | |
| (4) 防災情報の伝達について | | | |
| 災害発生の初期段階においては、身の安全を確保するため避難等の初期行動が重要になるが、それを実現するためには、防災情報等の伝達が迅速確実に実施されることが保証されなければならない。その体制は確立されているか。 | | | |
| (5) 防災メールの「問い合わせ先」について | | | |
| 宗像市からの地震情報として、災害対策本部がまだ設置されていない時点で、問い合わせ先が「災害対策本部」となっている防災メールが配信されているが、市の見解は。 | | | |
| (6) 震災対応に関する検証について | | | |
| 平成28年熊本地震は、宗像市から僅か100km離隔した地域で発生した連続地震として、震災対応上極めて多くの教訓事項を残した。市は宗像市地域防災計画を継続して検証しているか。 | | | |